

仙台市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

仙台市スポーツ施設条例（昭和五十九年仙台市条例第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「仙台市陸上競技場及び」を「仙台市根白石温水プール、仙台市葛岡温水プール、仙台市中田温水プール、仙台市鶴ヶ谷温水プール、仙台市水の森温水プール及び仙台市陸上競技場（第十条において「仙台市陸上競技場等」という。）並びに」に改める。

第十五条の見出し並びに同条第一項及び第四項中「仙台市陸上競技場」を「仙台市陸上競技場等」に改め、同条第七項中「自ら仙台市陸上競技場」を「自ら仙台市陸上競技場等」に、「仙台市陸上競技場」を「当該スポーツ施設」に改める。

別表第一の一(三)の表を削り、別表第一の一(四)の表とし、別表第一の一(四)の表を別表第一の一(三)の表とし、別表第一の一(三)の表を削り、別表第一の一(四)の表とし、別表第一の一(四)の表から別表第一の一(三)の表までを削り、別表第一の一(三)の表を別表第一の一(四)の表とし、別表第一の一(三)の表から別表第一の一(四)の表までを五表ずつ繰り上げる。

別表第一の一の表備考第九号中「営利を目的としない場合」を「営利を目的としない場合」に、「営利を目的とする場合」を「営利を目的とする場合」に改める。

別表第一の二の表仙台市根白石温水プールの項及び仙台市葛岡温水プールの項から仙台市水の森温水プールの項までを削り、同表備考中「一回」を「二回」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第十五条関係）

一 専用使用する場合

(一) 仙台市根白石温水プール

使用区分	使用時間	
	午前	午後
温水プール	四七、六〇〇円	九五、三〇〇円
トレーニング室	一、二〇〇円	二、四〇〇円
		九〇、八〇〇円
		二、六〇〇円

(二) 仙台市葛岡温水プール

使用区分	使用時間	
	午前	午後
温水プール	(午前十時～午前十二時) 四七、六〇〇円	(午後一時～午後五時) 九五、三〇〇円
		(午後六時～午後八時) 九〇、八〇〇円

(三) 仙台市中田温水プール

使用時間 使用区分		午前	午後	夜間
温水プール	(午前十時～午前十二時)	四七、六〇〇円	九五、三〇〇円	九〇、八〇〇円
	(午後一時～午後五時)			
トレーニング室		一、二〇〇円	二、四〇〇円	二、六〇〇円

(四) 仙台市鶴ヶ谷温水プール

使用時間 使用区分		午前	午後	夜間
温水プール	(午前十時～午前十二時)	四七、六〇〇円	九五、三〇〇円	九〇、八〇〇円
	(午後一時～午後五時)			(午後六時～午後八時)

(五) 仙台市水の森温水プール

使用時間 使用区分		午前	午後	夜間
温水プール	(午前十時～午前十二時)	四七、六〇〇円	九五、三〇〇円	九〇、八〇〇円
	(午後一時～午後五時)			(午後六時～午後八時)

(六) 仙台市陸上競技場

使用区分		金額(一時間当たり)	
陸上競技に使用する場合	入場料を徴収しない場合	一般	一、七〇〇円
	入場料を徴収する場合	小学生・中学生・高校生	八九〇円
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	一般	五、三〇〇円
	入場料を徴収する場合	小学生・中学生・高校生	二、六〇〇円
競技場	入場料を徴収する場合	営利を目的とする場合	五、三〇〇円
	入場料を徴収しない場合	営利を目的とする場合	八、六〇〇円
入場料を徴収する場合		営利を目的としない場合	一六、一〇〇円

特別室	会議室 (4)	会議室 (3)	会議室 (2)	会議室 (1)										
					スポーツ以外の 催物に使用する 場合				その他のスポー ツに使用する場 合					
					入場料を徴収する 場合		入場料を徴収しな い場合		入場料を徴収する 場合		入場料を徴収しな い場合			
					営利を目的と する場合	営利を目的と しない場合	営利を目的と する場合	営利を目的と しない場合	営利を目的と する場合	営利を目的と しない場合	営利を目的と する場合	営利を目的と しない場合	営利を目的と する場合	
四、六〇〇円	一、一〇〇円	八一〇円	四五〇円	八一〇円	八九、三〇〇円	五三、五〇〇円	三〇、七〇〇円	一八、四〇〇円	二九、七〇〇円	一七、八〇〇円	一〇、一〇〇円	六、一〇〇円	二六、九〇〇円	

合計額

ハ 全日（午前の使用時間の開始時～夜間の使用時間の終了時） 午前、午後及び夜間の額の合計額

二 使用時間が本表に定める使用時間に満たない場合は、時間割計算は、行わない。

三 温水プール又はトレーニング室を本表に定める使用時間を超えて使用する場合における当該超える分（第一号イからハまでに定める額が適用される場合における当該額に係る使用時間を除く。）に係る額は、本表に定める額の時間割計算による額の二割増しの額（その額に十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げる。）とする。

四 温水プールの一部を専用使用する場合の額は、当該専用使用する割合に応じて算定した額（その額に十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げる。）とする。

五 前号に規定する場合において本表に定める使用時間内の使用についてその使用に係る時間が本表に定める使用時間に満たないときは、第二号の規定にかかわらず、その使用に係る額は、前号の規定により算定した額の一時間当たりの額（その額に十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げる。）にその使用に係る時間（その時間が一時間に満たないとき、又はその時間に一時間に満たない端数があるときは、これを一時間に切り上げる。）を乗じて得た額とする。

六 競技場を準備等のために使用する場合の額は、本表に定める額の二分の一の額とする。

七 温水プール、トレーニング室、会議室又は特別室を物品若しくは権利の販売若しくは有償サービス提供又はこれらのための宣伝行為その他の営利の目的に使用する場合の額は、本表に定める額の三倍の額とする。

八 附帯設備に係る額は、市長が定める額の範囲内とする。

二 個人使用する場合

使用区分		金額	
仙台市根 白石温水 プール	温水プール	一般	二時間までの分 五九〇円 二時間を超える分（一時間までごと） 二九〇円
	生	小学生・中学	二時間までの分 二三〇円
		二時間を超える分（一時間までごと）	一一〇円
	トレーニング グ 室	一般	一回につき 二四〇円
	中学生	一回につき	一二〇円

仙台市葛岡温水プール	温水プール		一般	二時間までの分 二時間を超える分（一時間までごと）	五九〇円 二九〇円
仙台市中田温水プール	温水プール		小学生・中学 生	二時間までの分 二時間を超える分（一時間までごと）	二三〇円 一一〇円
			一般	二時間までの分 二時間を超える分（一時間までごと）	五九〇円 二九〇円
	トレーニング グ 室	一般	小学生・中学 生	二時間までの分 二時間を超える分（一時間までごと）	二三〇円 一一〇円
			中学生	一回につき	二四〇円 一二〇円
仙台市鶴ヶ谷温水プール	温水プール		一般	二時間までの分 二時間を超える分（一時間までごと）	五九〇円 二九〇円
			小学生・中学 生	二時間までの分 二時間を超える分（一時間までごと）	二三〇円 一一〇円
仙台市水の森温水プール	温水プール		一般	二時間までの分 二時間を超える分（一時間までごと）	五九〇円 二九〇円
		小学生・中学 生	二時間までの分 二時間を超える分（一時間までごと）	二三〇円 一一〇円	
			一般	二時間までの分 二時間を超える分（一時間までごと）	五九〇円 二九〇円
仙台市陸上競技場	競技場		一般	一時間当たり	一三〇円
			小学生・中学 生・高校生	一時間当たり	六〇円

備考

- 一 「一回」とは、当該施設を使用することができる時間における連続した使用をいう。ただし、市長が別に定める場合は、この限りでない。
- 二 競技場の使用に係る時間が一時間に満たないとき、又はその時間に一時間に満たない端数があるときは、これを一時間に切り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和九年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前になされた仙台市根白石温水プール、仙台市葛岡温水プール、仙台市中田温水プール、仙台市鶴ヶ谷温水プール及び仙台市水の森温水プール（同項において「仙台市根白石温水プール等」という。）の施設の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

3 改正後の仙台市スポーツ施設条例の規定による仙台市根白石温水プール等の施設の利用のため必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。